

第 8 編 大阪 70km 圏内ゾーン別・距離帯別市町村

- 注) 第 29 表 : 1) 「昼間人口」については、第 1 編の注) 参照
2) 各府県及び京都市・神戸市の数値は、70km 圏内の合計である。
3) 京都市・堺市・神戸市の数値は、京都府・大阪府・兵庫県の内数である。
- 第 30 表 : 4) 昭和 38 年、44 年調査では、「公務」は調査の対象から除外されている。
5) ゾーン別・距離帯別等の合計値は、「X」表示の市町村分を除く数値である。
6) 注 2) 3)
- 第 32 表 : 7) 4 人以上の事業所の数値である。
8) 「製造品出荷額等」は単位未満四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
9) ゾーン別・距離帯別等の合計値は、「X」又は「…」表示の市町村分を除く数値である。
10) 注 2) 3)
11) 平成19年調査から調査項目を変更したことにより、製造品出荷額等については、平成17年以前と20年では接続しない。
12) 平成29年から調査日を6月1日（従前は12月31日）に変更したため、事業所数、従業者数については各調査年の6月1日現在、製造品出荷額等については各調査前年の1月～12月の実績により集計している。
- 第 33 表 : 12) 卸売・小売業の数値である。
13) 「年間商品販売額」は単位未満四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
14) 57 年以降は、「代理商・仲立業」を除く数値である。
15) ゾーン別・距離帯別等の合計値は、「X」又は「…」表示の市町村分を除く数値である。
16) 注 2) 3)
17) 日本標準産業分類の改定及び調査設計の変更に伴い、平成 26 年の結果と平成 19 年以前の結果は接続しない。